

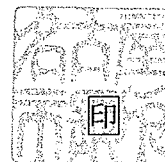
行政文書一部公開決定通知書

28 観文 M 第 205 号
平成 29 年 3 月 28 日

名古屋市民オンブズマン
代表 新海 聡 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



平成29年3月14日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第 1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	3月8日 知事と市長のやり取り		
行政文書の公開の日時 及び場所	日 時	平成29年 3 月 3 / 日 午前 時 午後	
	場 所	市民情報センター（市役所西庁舎1階）	
行政文書の公開の方法	1 閲覧 ② 写しの交付 3 視聴		
行政文書の一部を公開 しない理由	・受信記録について ・内容がわかるもの 平成29年2月1日分 上記については、文書が存在しないため、公開できません。		
備 考	＜決定を行った所管課・公所＞ 観光文化交流局観光交流部M I C E推進室 TEL 052-972-3174		

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して 6箇月以内に、名古屋市長を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、 6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から 1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

※ 日時の変更、その他は市民情報センターへお問い合わせください。

TEL:052-972-3152（直通） FAX:052-972-4127

3月8日 知事と市長のやり取り

(PM0:20頃、知事より市長に電話)

知事：1年前から話しあっとると言うけどそんな話ではなかった。

市長：そんなことはにやあぞ。

知事：共産の質問に答えて俺が調査費を認めたと言っとなつたけどそんなことは言っとならん！

市長：そんなこと言っとなつてちゃんと言っとながや。渡邊局長と柳原主幹も聞いておる。

知事：誰もおらんかった。証拠はあるか。

市長：録音なんかは録っとならん。二人が近くにおつた。

そんなこと言わずに15万㎡県と市でやろみゃあ。

知事：行政のことなんだ。